

(別紙 1)

## 仕様書

- 1 業務名  
令和8年度 ポケットコイルマットレス等収集運搬及び再資源化処理業務
- 2 業務場所  
(引渡場所)  
下関市古屋町一丁目18番1号  
下関市リサイクルプラザ(以下「プラザ」という。)処理棟内の指定場所  
(収集運搬業務)引渡場所から受託者(以下「乙」という。)処理施設まで  
(処理業務)乙の処理施設、最終処分場又は再生利用先
- 3 業務期間  
契約締結日から令和9年3月31日まで
- 4 収集運搬・処理対象物等
  - (1) 収集運搬・処理対象物
    - ①ポケットコイルマットレス  
コイルスプリングを不織布等のポケット(袋)に1つ1つ包んで敷き詰めたマットレス。マットレスを包む詰物及び外装生地(以下「カバー」という。)を含む。また、ポケットコイルソファ等に使用されている、ポケットコイルマットレスを使用した部分を含む。
    - ②傘  
雨傘、日傘などの傘。傘袋などの付属品を含む。  
…①と②について、以下「ポケットコイルマットレス等」という。
  - (2) 保管状態等  
ポケットコイルマットレス：屋内保管。カバーが付いた状態で保管。  
傘：屋内保管。プラザに搬入された状態のまま保管容器に入れて保管。  
保管容器は、下関市(以下「甲」という。)所有の鋼製オープンヘッドドラム(蓋及び外レバー式蓋固定用金具付。以下「ドラム缶」という。)またはフレキシブルコンテナバック(以下「フレコン」という。)とする。
- 5 収集運搬業務
  - (1) 内容  
プラザに集積されたポケットコイルマットレス等の適正な収集運搬。運搬用車両等運搬器具及び消耗品や燃料費、整備費等の経費は乙の負担とする。  
なお、乙は、ポケットコイルマットレス等の保管、積込み及び搬出に使用するためのパレット等をプラザに持ち込むことができるが、これに要する費用は、乙が全て負担し、甲に無償で貸与すること。

## (2) 搬出方法

事前に協議の上で搬出日を決定する。

ポケットコイルマットレス等の積込み前に、プラザに設置してある、計量法（平成4年法律第51号）に基づく計量機（計量機の最小単位は10キログラム単位）で車両重量を計量する。甲の職員又はプラザ運転管理受託者の職員（以下「施設職員」という。）立会いのもとにポケットコイルマットレス等を積込み、搬出する際に計量機で積込み後の車両重量を再度、計量する。なお、搬出は平日の午前9時30分から午後4時までの間で実施すること。

## 6 処理業務

### (1) 内容

プラザに集積された、ポケットコイルマットレス等の適正な処理業務一式。

なお、ポケットコイルマットレス等の再資源化に当たっては、製品となる前の段階で、国外に輸出せず、国内で一連の再生工程を完結するものとする。

また、収集運搬後の保管容器についても、乙の責任において適正に処理すること。

### (2) 報告

業務が完了した後、乙は速やかに以下の内容が記載された報告書を提出すること。

- ・ 乙の処理施設又は最終処分場での受入日、搬入重量など。
- ・ 処理重量（ポケットコイルマットレス等の正味重量より保管容器の重量を除いたものとする。）
- ・ 適正に処分した旨の証明書

## 7 委託重量

### (1) 重量の算出方法

車両の搬入・搬出の際に計量して得た重量の差（正味重量）より、傘の保管容器の重量を除いたもの（甲所有のドラム缶1本当たりの重量は20キログラムとする。甲所有のベージュ色フレコンの場合、1フレコン当たり2キログラムとする。）を搬出日のポケットコイルマットレス等の重量とする。

### (2) 推定委託重量 19.40トン（保管容器の重量を除く）

（内訳：ポケットコイルマットレス18.62トン、傘0.78トン）

なお、この推定委託重量は、当該業務の委託重量を保証するものではない。

## 8 注意事項

- (1) 乙は、本仕様書等に定める甲への報告書等には記載したものを容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）を使用しないこと。
- (2) 乙は、業務の実施に当たっては、甲の職員及び施設職員と協議すること。
- (3) 乙は、労働安全衛生法等関係法令を遵守すること。
- (4) 乙は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守すること。
- (5) 乙は、再資源化処理により回収した物質の販売及び処理工程における環境汚染等について、全責任を負うこと。

## 9 委託料の支払

- (1) 引渡しのあった月ごとに支払う業務の委託料（以下「委託料」という。）は、委託業務の完了報告を受け、履行を確認した後、請求により30日以内に委託料を支払うものとする。
- (2) 委託料の支払額は、7(1)の搬出日のポケットコイルマットレス等の重量に1トン当たりの落札単価を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨てるものとする。）を加算した額とする。